

中間試験 解説

2018.11.23. 佐藤

I. 全体的講評

*講義をしっかりと受講すること

今回の試験を受けることによって、自己点検の各項目が講義の要点であり、試験問題と同一であることが理解できたでしょう。講義をしっかりと受講すること。

*ノートを書き直しておくこと

1)解答の形式について：

論理的文章を書く必要があります。設問として1から4を挙げておいたのは、論理的文章を書く際に必要な要素だからです。したがって、1から4の解答順は、論理的文章を書く際にもっとも書きやすいパターンです。私以外の講義での論述式の試験問題の答え方、ゼミ論文の書き方等、文章作成すべてについて当てはまるパターンですから、文章の書き方の訓練だと思ってください。

2)個別解答項目について：

1.論点とは、何が問題であるのかがわかるように提示する必要があります。講義テーマは法的論点ではありません。また「～の問題」とか、「～について」などのように、わかったような感じがするでしょうが、何を言っているのかさっぱりわからないようなものは論点を提示したことになりません。

2.事実関係について判断などできませんから、論点にはなりません。たとえば、差別があったかなかったか、内定取消が合理的か否か、などがわかるはずがありません。

3.説明とは事実関係の説明がすべて該当します。法規定の説明、裁判所判決の説明など。

4.諸説とは、当事者の主張のことでありません。当事者の主張の是非を判断するための判断基準についての、いくつかの見解のことです。

5.諸説は相互排他的ですので諸説が両立はしません。場合分けでもありません。

6.したがって自説とは、いかなる判断基準を採用するかの見解です。決して当該事案について原告・被告のいずれが勝訴するかの問題ではありません。ある判断基準を採用したからといって、ケースによって原告が勝ったり被告が勝ったりします。わずかの新聞記事から事実関係がわかるわけはありませんので、どちらが勝訴するか判断は不可能です。

3)回答の作成方法について：

いきなり書き始めてはいけません。全体構成と内容を考えてから書き始めてください。

今回は初めての試験なので、時間がどのくらいかかるかわからなかったでしょうが、経験して、時間配分についても理解できたと思いますから、定期試験ではいきなり書き始めることのないように。

II. 個別問題毎の講評

以下の①または②の新聞記事の中から一つを選び、それぞれ次の点につき答えなさい。

1. 記事において問題となっている労働法上の論点
2. その論点の前提となる法の説明
3. その論点に関する諸説
4. その論点に関する自らの見解

注意：採点基準（50点満点で採点する）

a)設問の1. から4. の項目毎に、基本的には○△Xの三段階評価を行う。

b)○は必要なことが述べられている場合につけ10点。

△は不十分にしか述べられていない場合につけ5点。

Xは何も述べられていない場合、ないし、関係ない記述の場合で、0点。

c)独創的な考えがみられた場合には、10点の範囲で追加点をつける

①図書販売業

朝日新聞 2009 年 04 月 26 日付より作成

東京都内に一人暮らし 50 代の女性は、図書館などに書籍を納める会社でフルタイムの契約社員として働く。勤続 10 年以上で、本の分類など正社員とほぼ同じ仕事をこなす。しかし、ボーナスも昇給もほとんどなく、手取りは月 16 万円台。正社員より 3~4 割低い。「同じ仕事をしている正社員の待遇に近づけてほしい」。女性は会社に時給アップを求めたが、会社は「あなたは正社員ほど責任が重くない」として拒んだ。

1. 労働法上の論点

1. 要点 : 契約社員に対する同一労働同一賃金原則適用の可否

2. 採点基準 : 項目があれば、△。日本語になっていれば、○

*コメント

1) 契約社員であって、パートタイマーではありません。「2」でパート労働法は関係ありません。

2) 講義でも試験会場でも述べたように、「原則」が入っているか否かは根本的に違っています。

2. 法状況の説明

1. 要点 : 条約・憲法・労基法の差別禁止規定、

労基法は、男女間の同一労働同一賃金原則は規定だが、正社員・非正社員間はない
丸子警報器事件判決では、均等待遇原則を認めて賃金格差を違法と判断

2. 採点基準 : 部分的に述べられていれば、△。全体として、だいたい述べられていれば、○

3. 諸説

1. 要点 : 根拠法がないから救済できない、憲法 14 条をより同一労働賃金原則をみとめる
法の根底にある均等待遇原則を根拠として幅をもって同一にする

2. 採点基準 : 説が述べられているだけだと、△。内容（とりわけ根拠）が述べられていれば、○

4. 自説

2. 採点基準 : 自らの立場の選択が最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○

②労働相談

朝日新聞 2014 年 06 月 09 日付より作成

『今夜中に資料をまとめてくれ』など急な残業を命じられることがしばしばです。急ぐ必要がある仕事ばかりとは限らず、用事があって都合が悪い日もあります。会社員は上司の命令に従わないといけませんか。新入社員から、こんな相談がありました。

1. 労働法上の論点

1. 要点 : 残業義務を発生させる労使合意は、個別合意であるべきか否か

2. 採点基準 : 項目があれば、△。日本語になっていれば、○

2. 法状況の説明

1. 要点 : 労働時間法制は時間計算に関するものと時間規制に関するものがある

時間規制については、上限時間の原則、柔軟化、延長の規定が設けられている

延長のためには、36 協定と割増賃金の支払いが必要

延長規定に違反すると使用者は刑罰を科せられるが、要件充足は免罰効果のみ

労働者が残業義務を負うのは労使合意がある場合

2. 採点基準 : 部分的に述べられていれば、△。全体として、だいたい述べられていれば、○

3. 諸説

1. 要点 : 個別合意説、包括合意説

2. 採点基準 : 説が述べられているだけだと、△。内容（とりわけ根拠）が述べられていれば、○

*コメント : 包括合意も、合意を必要としている点にはわかりありません。

それは「2」で述べたとおりですが、丸暗記した人の中には理解できていない人も

4. 自説

2. 採点基準 : 自らの立場の選択が最低限必要。採用しない説についての反論があれば、○